

苫小牧市なでしこ就職応援事業
委託業務仕様書

平成30年3月

苫小牧市

1 委託する業務名 なでしこ就職応援事業委託業務

2 業務の目的

少子高齢化とともに人口減少が進む社会において、生産年齢人口の減少により人材確保に困難を来すことが懸念されており、苫小牧市においても労働力の確保が課題となっている。

本事業では、働く意欲がありながらも、出産や育児などを理由に離職している女性を対象として、就職に必要なビジネスマナー、パソコンスキル習得等の研修（OFF-JT）及び就職を目的とした職場実習（OJT）等を託児付でも実施するほか、働きたい気持ちがありながらも、子育て中で働くイメージを持っていない女性を対象に、家庭と両立した働き方や心構えなど、気軽に学べる託児付のセミナーを実施し、女性の活躍促進を図る。

3 委託期間

契約の日から平成31年3月29日（金）までとする。

4 予算額上限

28,000千円（消費税含む）

5 委託業務の内容

本事業は次の3コースを実施し、苫小牧市より特段の指示があれば、その指示に従うものとする。

	新規雇用者数	目標数
A 女性復職支援コース	10人以上	就職者数8人以上
B 子育てママ復職支援コース〔託児付〕	10人以上	就職者数8人以上
C 子育てママ就職応援セミナー〔託児付〕	参加者数100人以上	

A 女性復職支援コース

(1) 実施内容

契約期間内に対象者を雇用し、ビジネスマナー、パソコンスキル習得等の基礎研修（OFF-JT）及び就職を目的とした職場実習（OJT）等を実施し、就労及び企業の人材確保につなげる。

(2) 対象者

苫小牧市内に在住する無業状態の女性で、現在求職中の者及び求職活動はしていないが就職を希望する者とする。

(3) 新規雇用者数・目標数

市内に在住する女性求職者10人以上（フルタイム希望半数以上）・就職者数8人以上

(4) 人材育成計画の策定

ア 本事業で雇用する者（以下「新規雇用者」という。）毎に「人材育成・就業支援計画」（別紙1）を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うこと。なお、計画には基礎研修（OFF-JT）や職場実習（OJT）の方法の組み合わせによる具体的な内容とすること。

イ 「人材育成・就業支援計画」に基づき、新規雇用者及び企業等の雇用ニーズを踏まえて、職場実習先企業等に派遣する。派遣にあたっては、新規雇用者と職場実習先企業等の合意を得て、職場実習先企業等との労働者派遣契約を締結すること。

なお、職場実習先企業等との労働者派遣契約の締結に当たっては、職場実習先企業等に対し派遣料金の支払いは求めないこととする。

ウ 職場実習（OJT）については、職場実習先企業等において、人材育成に向けてどのような指導を受けたかについて、記録を残しておくこと。

エ 新規雇用者の状況等に合わせて、適宜見直しを図ること。

（５）基礎研修（OFF-JT）の企画、実施

新規雇用者及び企業等のニーズを踏まえ、企画、実施すること。

ア キャリアブランクを補完するもの

- ・職業マインド、表現・思考スキル、組織でのコミュニケーションスキルの向上等に係るもの
- ・パソコンスキルの習得に係るもの
- ・その他ビジネスに必要な能力習得に係るもの

イ キャリアチェンジに係るもの

ウ 生活と仕事の両立に対する工夫・心構えなど

（６）職場実習（OJT）の企画、実施

ア 職場実習先企業の開拓

新規雇用者及び企業等のニーズを踏まえ、マッチングにつながるよう、職場実習先企業等を必要数開拓及び選定すること。また多様な業種を設定すること。

開拓及び選定にあたっては、職場実習先企業などに対し、本事業の趣旨等について十分な説明を行い、理解を得るとともに、新規雇用者の通勤が可能で、かつOJT期間終了後、新規雇用者を雇用する見込みのある苫小牧市内に事業所のある企業を選定すること。

イ 就職支援の実施

新規雇用者が研修等により習得した知識や技術等を活かし、職場実習先企業等への就職につながるような支援を実施すること。また、職場実習先企業等への就職が困難な場合は、他の企業等への就職のための支援を実施すること。

（７）新規雇用者の取扱い

ア 新規雇用者の募集

新規雇用者の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みを基本とするが、そのほか文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。その他、最大限に効果が見込まれる媒体等にて募集を行うこと。

イ 雇用期間

新規雇用者の雇用期間は事業期間内の概ね３ヶ月間とし、所定労働時間は週20時間以上とする。

ウ 賃金支給額

北海道最低賃金及び地域の賃金水準を考慮し、妥当な水準とすること。

エ 交通費支給額

受託者の労務規定による額とすること。

オ 各種社会保険等

必要に応じ、社会保険及び労働保険等に加入すること。

(8) 実施場所

OFF-JT の会場について、新規雇用者が参加しやすい会場を受託者の責任において確保すること。
また、OJT の企業について、新規雇用者が直接雇用された後も通勤可能か十分に配慮すること。

(9) 実施体制

事業に必要な専門性や経験を有する業務責任者を置き、円滑な事業運営を図るとともに、新規雇用者に対して、必要な労務管理、サポートを行うこと。

(10) 業務責任者、担当職員及び新規雇用者の活動報告

業務責任者、担当職員及び新規雇用者は、その業務状況について、業務日報を作成すること。また、業務日報に基づき、月ごとに活動状況報告書を作成するとともに、毎月10日までに前月分の活動状況報告書及び出勤簿を苫小牧市に提出すること。ただし、12月分については、1月15日までに提出すること。

B 子育てママ復職支援コース

(1) 実施内容

契約期間内に対象者を雇用し、ビジネスマナー、パソコンスキル習得等の研修（OFF-JT）及び就職を目的とした職場実習（OJT）等を託児付きで実施し、就労及び企業の人材確保につなげる。

(2) 対象者

苫小牧市内に在住する無業状態の女性で、現在求職中の者及び求職活動はしていないが就職を希望する者で、通常、託児を必要とする未就学の子どもを育てている者とする。（以下「子育てママ」という。）

(3) 雇用者数・目標数

市内に在住する女性求職者10人以上・就職者数8人以上

(4) 人材育成計画の策定 A 女性復職支援コースに同じ

(5) 基礎研修（OFF-JT／講義等研修）の企画、実施

A 女性復職支援コースに同じだが、子育てママに必要となる、仕事と育児の両立についての項目を盛り込むこと。

(6) 職場実習（職場実習研修／OJT）の企画、実施

A 女性復職支援コースに同じだが、職場実習先企業等の開拓に当たっては、子育てママの職場体験の実績がない企業があることも想定されるため、企業に対して本事業の趣旨を十分に説明し、必要に応じて受入れ要件等の整備など提案をすること。

(7) 新規雇用者の取扱い

ア 新規雇用者の募集 A 女性復職支援コースに同じ

イ 雇用期間 A 女性復職支援コースと同じ

ただし、翌年度の保育所入所申込み等が円滑に行われるよう、保育所入所スケジュール（別紙2）を参考にし、実施日程に配慮すること。

ウ 賃金支給額 A 女性復職支援コースに同じ

エ 交通費支給額 A 女性復職支援コースに同じ

オ 各種社会保険等 A 女性復職支援コースに同じ

(8) 実施場所 A 女性復職支援コースに同じ

(9) 実施体制 A 女性復職支援コースに同じ

(10) 業務責任者及び新規雇用者の活動報告 A 女性復職支援コースに同じ

(11) 託児内容

新規雇用者が基礎研修や職場実習に安心して参加できるよう、以下により託児を実施する。

ア 託児時間 基礎研修や職場実習の時間及び職場実習先から往復する時間を含む

イ 対象年齢 概ね0歳（57日）から6歳（就学前）まで

ウ 託児室 概ね乳幼児1人当たり 1.65㎡以上とし、乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画し、かつ安全性を確保すること。
また、乳幼児のミルク、離乳食、食事、おやつ、おむつは新規雇用者の負担とするが、その他託児に必要な消耗品、備品等は受託者の負担で用意するものとする。

エ 従事者 児童福祉施設最低基準第33条第2項に規定する従事者数以上を配置し、保育する児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。また、保育士や看護師の配置に努めること。

オ 損害賠償保険 事故防止に努め、万一事故が発生した場合の対策として、損害賠償保険に加入すること。

カ 託児費用 無料とすること。

その他、託児については、「認可外保育施設指導監督基準」（別紙3）を参考とし、児童の安全確保に配慮して実施すること。

C 子育てママ就職応援セミナー

(1) 実施内容

契約期間内に女性が働くイメージを持てるような再就職活動のノウハウや必要な知識・技術の提供、子育てと仕事の両立に対する不安の解消など、結婚、出産、育児等で離職した女性の再就職支援を目的とした託児付きセミナーを企画し、実施すること。

(2) 対象者

苫小牧市内に在住する無業状態の女性で、現在求職中の者及び求職活動はしていないが就職を希望する者

(3) 参加者数・目標数

市内に在住する女性求職者 100 人以上

(4) 開催回数

5 回以上とし、毎回異なる内容とすること。

(5) 会場

参加者が参加しやすい会場を受託者の責任において確保すること。

(6) 託児

参加者がセミナーに安心して参加できるよう、セミナーの実施時間中、託児を実施する。

託児内容については、B 子育てママ就職応援コースに同じ

6 事業の周知・地域波及効果

本事業の周知を図るため、チラシやポスターの作成、新聞等への広告など、最大限に効果が見込まれる媒体等にて広報活動を行うこと。

また、苫小牧地域のイメージアップを図るため、契約期間を通じて、事業全体を紹介するパンフレットやポスターの作成、掲示を行うとともに、各種インターネットツールや広報媒体等と連携し、広く周知すること。

7 追跡調査の実施

本事業への参加申込み時から終了後における女性の意識の変化等を把握することができるよう、参加する女性に対して、参加申込み時や終了後等にアンケート調査などの方法により調査を実施すること。また、実施したアンケート調査の結果について、集計・分析を行うこと。

なお、アンケート項目及び内容、また集計・分析の項目等については、事前に苫小牧市と協議のうえ決定し、作成すること。

8 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

9 実施上の注意

(1) 連絡・調整体制

苫小牧市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。また苫小牧市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を速やかに作成し、計画内容について苫小牧市と十分に協議を行ったうえで業務を実施すること。

(3) 報告書の作成・提出

苫小牧市の指示に基づき、事業の進捗状況を報告するとともに、事業終了時には速やかに実績報告書等を作成し、提出すること。

10 事業実績報告書の作成

事業実施後において、以下の項目を取りまとめた実績報告書を作成し、提出すること。

(1) 委託事業の実施期間

(2) 事業費

(3) 新規雇用者の求人方法の確認書類

(4) 新規雇用者の雇入通知書（労働契約書）

(5) 新規雇用者の出勤簿及び業務日誌

(6) 新規雇用者の賃金台帳

(7) 新規雇用者の社会保険料の支払いが確認できる書類

(8) 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等通知書・喪失確認通知書（事業主通知用）写し

(9) 新規雇用者一覧・参加企業一覧（住所、氏名等）

(10) 研修内容、研修の効果状況

(11) 研修で使用した資料等

(12) 本事業で撮影した写真データ ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出

(13) 追跡調査結果

(14) チラシなど広報物

(15) 事業を実施しての総括（成果、課題等）

(16) 上記以外に受託者が提案する項目

11 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務責任者

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、労働者派遣法等のその他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、苫小牧市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、苫小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部または一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと苫小牧市が認めるとき、若しくは委託業務の目標が達成できない場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、もしくは既に支払っている委託料の一部または全部を返還させ、又は損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。